

平成二十六年 度

博士（文学）学位請求論文

内容及び審査の要旨

大友 裕二

奈良朝政治体制の研究―天平期を中心として―

皇學館大学大学院

本学位請求論文は、天平期を中心とした奈良時代の政治体制に関するこれまでの研究史を整理し、通説的見解ないし代表的論説を再検討してその問題点を指摘し、「藤原四子体制（武智麻呂政権）」や「橘諸兄政権」と呼ばれる実態に疑問を呈し、聖武天皇を中心とした太政官合議制が健全に機能していたのではないかという視点を提示し、奈良朝政治体制論に新たな視角を提唱しようと試みたものである。

論文の構成は、序章、第Ⅰ部四章・第Ⅱ部四章、終章の十章よりなる。序章は、天平期政治体制に至るまでの前史を概観しながら研究史を整理し、本論への視点を準備している。第一部・第二部が本論にあたり、それぞれ四章より構成される。第Ⅰ部で従来の天平期政治体制論の批判を展開し、第Ⅱ部でその重要な論拠をさらに詳しく各論するとともに関連する問題点にも言及する。そして終章において天平期政治体制についての論者の見解が述べられている。

その目次は、次の通りである。

序章 天平期以前の政治体制 — 本稿の視点と研究史の整理 —

第一部 天平期政治体制の研究

第一章 「藤原四子体制（武智麻呂政権）」の再検討

第二章 藤原豊成小考

第三章 「橘諸兄政権（体制）」について

第四章 「藤原広嗣の乱」に関する一考察

第二部 奈良朝政治史の諸問題

第五章 天平元年四月癸亥条の再検討

第六章 知太政官事に関する一考察

第七章 八世紀における行幸と留守

第八章 春日大社成立考

終章 天平期政治体制の実態 — 天平三年八月辛巳条の解釈を中心に —

序章においては、奈良時代政治体制の推移を通説的見解或いは有力な先行研究によつて、「大宝令体制」「藤原不比等政権」「長屋王政権（体制）」「藤原四子体制（武智麻呂政権）」「橘諸兄政権（体制）」「藤原仲麻呂（惠美押勝）政権」「称徳天皇・道鏡政権」と展開していったことを概論しながら、特に天平期に至るまでの展開のうち、藤原不比等政権の確実な始まりを石上麻呂が薨去した養老元年とし、和銅元年の右大臣就任以後養老元年までを和銅元年体制と修正し、不比等薨去後、長屋王が政府首班の座を占め続ける養老五年以後天平元年までが長屋王政権体制となるが、それは皇親政治の復活を意味するものではなかつたとする。そして本論文が主題を「天平期」に焦点を絞つて考察する意味と理由に言及し、天平期の政治体制論への視覚を準備し、第一部第二部の論文展開のための序章とする。

第一部では天平期の政治体制として説かれる「藤原四子体制（武智麻呂政権）」「橘諸兄政権（体制）」について再検討し、かかる政治体制が実態として成立していたのか否かを考察する。

第一章では、長屋王の変後の天平元年四月に舍人親王の礼式改変が行われるが、それを親王の実質的地位の低下とみ、天平三年に大納言藤原武智麻呂、参議房前に加え、宇合、麻呂も参議となり、藤原不比等の四子が揃つて太政官の構成員となるが、この政治体制を藤原四子体制（武智麻呂政権）の成立と説かれる。しかし論者は一見そのようにみえる政治状況であるが、武智麻呂を中心として四子が結束して当時の政治勢力を形成していたとは判定できないと主張する。

天平三年、武智麻呂の子仲麻呂・豊成はそれぞれ房前の娘と婚姻関係を結ぶが、これも武智麻呂と房前の親密な関係を示す例としてあげられる。しかしこの婚姻関係は、房前が「故太政大臣藤原朝臣家」の宗家武智麻呂家と結ぶことによつて得られる有利な立場を維持し続けるため、房前主導による宗家からの独立を意識したものであり、四子結束による藤原氏中心の政治体制を形成しようとしていたとはみられないと説く。政治的にも武智麻呂と房前には微妙な対立関係があり、「四人それぞれの立場があつて、堅い一枚岩というわけではなかつた」という林陸朗説を支持する。

その論旨は、藤原不比等が藤原氏の勢力拡大を意図し、嫡子の武智麻呂ほか四子の政界での順調な出世を計つたのに比して、武智麻呂には嫡子豊成にそのような特筆すべき誘導は認められず、藤原氏の勢力拡大を謀る姿を想定することができないことで補強し、藤原四子体制というのは不比等が残した四子という語からくる虚像ではないかと批判する。

また、従来「藤原四子」の子女間でなされた多くの婚姻関係が藤原四子体制（武智麻呂政権）論の根拠の一つになつてい

いと付論する。

第二章は、前章で武智麻呂の嫡子豊成の出世が、不比等在世中の武智麻呂に比して遅いこと、そこに父武智麻呂の藤原氏勢力拡大をはかる政略的意図が見られないと指摘していたが、そもそも豊成の官人としての能力による結果である可能性もあるため、豊成の生涯と人物像を追求したものである。豊成はしばしば留守官に任じて任務を遂行しており、聖武天皇との信頼関係を示しており、決して凡庸な人物ではなかったこと、左降された理由は奈良麻呂の計画を知りながら天皇に奏上しなかった点にあったことを明らかにしており、凡庸なために父の採扱誘導するところとならなかったわけではないとする。

第三章は、藤原四子亡き後の政治体制「橘諸兄政権（体制）」の成立を、諸兄の生涯を詳細にたどりながら論じる。諸兄は温厚にして非凡な才能をもつ人物であった評するとともに、知太政官事鈴鹿王の存在に注目する。従来、知太政官事は長屋王の変の後、地位は著しく形骸化し、その機能を失っていたという見方から、鈴鹿王を別にしてこの時代の政治体制が論じられてきたことを問題とする。諸兄と鈴鹿王は、行幸の陪従と留守とに分かれて重要な使命を果たしており、太政官の長官と留守官の長官として、天皇の意向を奉じて、時世に必要な政策を運営する構造であったとする。

第四章は、橘諸兄政権（体制）に関連する出来事として、藤原広嗣の乱の要因について考察する。一般的に広嗣の乱は、藤原四子に代わって登場した諸兄政権を批判し、その元凶を聖武天皇や諸兄のブレイクである玄昉や真備とみて二人を追放し、藤原氏の勢力回復を狙ったものだとみるが、論者は広嗣挙兵の原因は、自ら上表文に記した「時政之得失」に注目し、これが日本史上初となる女性皇太子、阿倍内親王の立太子を意味しており、その立太子に関与した「親族」や玄昉・吉備真備の排斥を企てたものであったと推測する。

第Ⅱ部では、Ⅰ部で展開した「藤原四子体制（藤原武智麻呂政権）」「橘諸兄政権（体制）」論への批判的検討、問題提起を支える奈良朝政治史に係わる論拠について、個別に詳論する。

第五章は、天平元年四月癸亥条の舍人親王に対する礼式改変（親王が朝庁に参入する時、諸司は下座する必要がないとする。礼式の簡素化）の太政官処分の意義を分析したものである。この処分が長屋王の変の二ヶ月後であることから、その責任を舍人親王にも負わせた結果、親王に対する礼式を略式化することによって身分的尊厳を低下させ、この期に乗じて皇親勢力の抑圧をはかった施策の一つと解するのが通説的見解であるが、論者は、長屋王の変事に対する処罰や褒賞は二月の段階で終えており、そもそも舍人親王は王を窮問する形で事件に関わりをもっているため、何ら責任を負う必要も罪を被る理

由もないことから、この太政官処分を長屋王の変とは切り離して検討すべきであると考ええる。

変後の舍人親王の立場に変化がなかったか注意深く追跡するが、親王の位置づけが低下している様子はなく、むしろ優遇処置がとられている事例も確認できるから、件の太政官処分は親王の身分全般に影響を与えるものではなかったこと、この礼式簡素化のねらいは朝堂に舍人親王を迎えるにあたり、公卿がいちいち下座して威儀を正すよりも、直ちに合議が開始される体制を作り上げ、政務の中断を抑える措置として理解する。要するに、藤原氏と皇親の勢力関係の枠組みのなかで理解すべきでないことを主張する。

第六章は、知太政官事とは何かを、就任者の総ての就任理由（条件）、果たした役割、位置付け等を調査分析して明らかにしようとする。その結果、知太政官事は天武天皇の血縁者で、年長、実績がある者から選ばれ、職掌は就任者で異なるが、太政官内で機能していたこと、穂積親王の時期から「執掌」を有する「職事」と認識され、大臣級の職務も担うようになったこと、しかしそれは知太政官事に備わった職掌そのものではないこと、位置づけは例外なく大納言より上位であること等を明らかにし、知太政官事が参議相当であるとする近年の見解は成立しないと説く。個別実証を踏まえた穏当な所説といえるよう。

第七章は、I部の各章の考察を進める上でしばしば重要な論拠ともなった「留守官」について、その実態と性格及び位置付けについて考察したものである。奈良時代天平期前後の留守官は行幸（もしくは遷都）において、その距離や期間、場所や目的などにかかわらず、政務上の必要から必ず設置される極めて重要な位置づけがされた官職であったことを明らかにしている。留守官を閑職として、任官者を局外者視する見方に対する布石の意味をもつ。

第八章は、奈良時代政治史の動向を左右してきた藤原氏の氏神祭祀と春日大社の創祀と社殿成立及びその背景について考察したものである。春日社の創祀は、和銅二年に平城遷都と征夷事業が同時に行われた際、朝廷により国家守護神として武甕槌神が三笠山に勧請されたものであり、式家の藤原宇合が常陸守就任、『常陸国風土記』の編纂、神龜元年の征夷事業などを契機に個人的に鹿島神への崇敬を深めていき、これがやがて式家内部に浸透伝播していった。式家の春日神崇敬思想は婚姻や人的関係によって北家の永手へ伝わり、「称徳天皇・道鏡政権」による仏教政治が展開されるなか、白壁王の擁立を背景として、藤原氏の結束を図るため神護景雲二年に永手を推進力として春日大社は藤原氏の氏神社として整備され、社殿を創建するに至った、という創見に富む理解を提示する。

性急な論理展開であるが、三笠山には祭祀遺跡が多く、春日山周辺から和銅年間まで遡る築地塀も発掘されており、八世紀には遣唐使発遣の際の儀礼も行われているから、三笠山祭祀の延長線上に藤原氏が氏神としての春日社を設けたものとする経緯は認められよう。和銅二年に遷都と征夷事業の国家祭祀として創祀したとする推定や藤原氏の氏神社として春日社が創建される至る政治的経緯についての推論には、さらに丁寧な関係資料の史料批判や史料解釈が求められる。

終章では、天平三年八月丁亥条の「参議推挙」を材料に、天平期政治体制の実態について言及している。この参議推挙に関わる一連の動向は、武智麻呂が宇合と麻呂を太政官に入れるための藤原氏による政略であり、これをもって武智麻呂政権の成立と把握されることが多いが、『続日本紀』の記事による限り、藤原氏の意図的要素を見出すことはできず、その見解に疑義を呈している。これは史料の示すとおり、聖武天皇の「勅」に応じた「主典已上三百九十六人」らが「可堪濟務者」と判断して推挙したことによる参議の任命であり、藤原武智麻呂が意図した人事だとは考えにくいこと、天平期の政治体制の基本構造は、聖武天皇の政治理想や領導が根底にあり、天皇を中心とする太政官の合議制がしっかりと構築され機能していたと想定している。

以上を内容とする本論文は、天平期の政治体制について、「藤原四子体制（武智麻呂政権）」と「橘諸兄政権」について再検討し、それに関連する当該期の諸問題について考察したものである。全体を通して明らかになったことを要約すれば、次の二点に集約できる。

- 1, 奈良時代政治史研究で通行している「藤原四子体制（武智麻呂政権）」や「橘諸兄政権」は、実態として成立していたとすることには疑問が残ること。
- 2, 従来の政治体制論を前提に立論すると整合的に解釈できない部分が出てくるため、これを合理的に解決しようと試み当該期の政治体制の実態は、天皇を中心とする太政官合議制がしっかりと構築されており、それが機能していたとの見通しが立つこと。

結論的には武智麻呂の政治主導を否定し、聖武天皇の領導を指摘する内容になっており、東国行幸のため膳所の禾津頓宮発掘以来、瀧浪貞子・栄原永遠男氏らによる聖武天皇の政治力を再認識しようとする論説に沿うものと思われる。しかし終章の展開は貧弱であり、今後さらに聖武天皇の領導を具体的に示す丁寧な実証の積み重ねと時代を俯瞰した総合的視野が求

められよう。そして政治家の個性や複雑な人間関係など総合的な理解の上に、新たな研究展望が開けることを期待したい。

該当する分野の論文など資料を幅広く渉猟しており、研究課題への取り組みは極めて精力的である。奈良時代政治史研究は論じ尽くされ「相変わらず低調である」と評されるのは、それだけ確かな資料的根拠や新たな解釈をもって通説の域を出ることが難しい研究状況があることを示すが、そのなかで通行の解釈では説明できにくい諸点を取り上げ、特に藤原四子体制（武智麻呂政権）や橘諸兄政権の実態に疑問を呈して再考を促し、新たな解釈を提示したことは評価に値する。

ただ総じて自説の論旨を中心に展開し、閑説した論はそれを否定することを通して自説成立の材料としている場合が多く（第一章～三章）、論旨の展開にもまま飛躍がみられる。特に奈良時代の限られた資料のなかで政治史の展開を論ずるには、思慮深い配慮のきいた論旨の展開が肝要であることを付記したい。

その上で、通説の問題点の指摘に止まらず、それをも包含した新たな奈良時代政治史像の構築を視野に入れた精力的な取り組みとして本論文を評価し、博士（文学）学位論文として妥当であることを報告する。

学位請求論文最終試験報告書

大友 裕二

右の者について、学位請求論文に関する審査及び最終試験を行い、その結果審査に合格したものであることを認める。

平成二十七年三月三日

審査委員 主査 清水 潔

(本学教授)

副査 岡田 登

(本学教授)

副査 木本 好信

(甲子園短期大学特任教授)